

奈良県告示第九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県農協ファーマーズマーケットにおいて販売する奈良県農業研究開発センターが生産した農産物の売払代金

二 受託者の名称及び所在地

名称 奈良県農業協同組合まほろばキッチン
所在地 橿原市常盤町六〇五番一

三 委託事務の取扱期間

平成二十六年七月一日から平成二十七年三月三十一日まで